

有事に食料増産命令 平時から国産化推進

農水省、基本法改正中間まとめ

農業政策の方向性を決めた。意見を募集したうえで9月に正式決定し、来年の通常国会に基本法の改正案を提出する方針。
中間とりまとめでは、感染症や紛争で食料の輸入が止まつた場合、政府が農家への増産や流通の規制を命じできる制度を盛り込んだ。ただ、どのような場合

農業政策の方向性を決める「食料・農業・農村基本法」の改正について、農林水産省は29日、中間とりまとめを公表した。ウクライナ情勢やコロナ禍の経験から、有事の際、国民に食料を安定的に供給できるよう制度を変えることが柱だ。

政策審議会の部会で上承

- 食料・農業・農村基本法改正に向けた主な内容
 - ・有事で輸入が止まつた場合、政府が農家にどのように増産命令を出すか検討する
 - ・平時から食料の安全保障を考え、輸入が多い農産物の国産化に取り組む
 - ・食料の価格を上げて「適正価格」にするため、消費者などの理解を求める
 - ・フードバンクやこども食堂を支援する
 - ・農村人口が減ることが予想され、農地の受け皿となる経営者を育成・確保する
- ※農林水産省の部会資料から

に命令を出すのが明確ではないとも指摘している。

野村哲郎農水相は28日の記者会見で、「コメの代わりにイモを植えると命令しても農家は聞かない。法律で

明確にする必要がある」として根拠となる新法が必要との認識を示した。具体的な制度をつくる上で、国民の理解を求めるべきだ。

基本法に「平時における食料安全保障」を新設する。輸入に依存する農産物や肥料の国産化や備蓄の強化のほか、本格的な輸出権興やコストに見合った適正な価格の形成に取り組む。また、「経済的理由により十分な食料入手できない者が増加している」として、フードバンクやこども食堂などの活動を支援することも盛り込んだ。

(加藤裕則)